

質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 長流川橋耐震補強工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	単価表 番号 2「型わく TH」があり、土木工事積算基準の耐震補強工にある耐震補強対策用型わく歩掛で積算すると判断しますが、この単価項目にクレーンは計上されないのでしょうか、ご教示ください。	単価表 番号 2「型わく TH」の単価には、土木工事共通仕様書 8-3 型わく工に記載しているとおり、型わくの製作、据付け、取外し支保工等型わくの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用が含まれています。積算内容にかかわる事項はお答えできませんが、土木工事共通仕様書、特記仕様書や設計図などに基づき、貴社の施工に必要な資機材等にかかる費用を計上してください。
2	単価表 番号 3「鉄筋 T」があり、この単価に鉄筋組立アンカー筋も含む事をご指示頂いておりますが、この材料費とは「鉄筋材料のみ」計上と「鉄筋材料+組立加工費(差筋及び杭頭処理)」で計上のどちらで積算すればよろしいでしょうか、ご教示ください。	単価表 番号 3「鉄筋 T」の単価には、土木工事共通仕様書 8-4 鉄筋工に記載しているとおり、鉄筋の加工、組立て、据付け等鉄筋の施工に要する材料・労力・機械器具等鉄筋の施工を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用が含まれています。積算内容にかかわる事項はお答えできませんが、土木工事共通仕様書、特記仕様書や設計図書などに基づき、貴社の施工に必要な費用を計上してください。
3	単価表 番号 4「耐震補強用コンクリート表面処理工」の歩掛補正における施工規模数量は、各構造物単位で判断することによろしいでしょうか、ご教示ください。	単価表 番号 4「耐震補強用コンクリート表面処理工」の歩掛補正における施工規模数量は、土木工事積算基準 5-7-2 加算率・補正係数の適用基準及び 5-7-3 加算率・補正係数の数値に記載しているとおり、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定するものとなります。

4	<p>単価表 番号 5「はく落防止対策工 A」は「連続繊維シート貼付工」での積算であると判断しますが、この歩掛で積算される費用以外に計上されている費用がありますか、ご教示ください。</p>	<p>単価表 番号 5「はく落防止対策工 A」の単価には、土木工事共通仕様書 17-10 はく落防止対策工に記載しているとおり、新設するコンクリート構造物へのはく落防止対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用が含まれています。土木工事共通仕様書、特記仕様書や設計図書などに基づき、貴社の施工に必要な費用を計上してください。</p>
5	<p>単価表 番号 6「はく落防止対策工 B」は「連続繊維シート接着工」での積算であると判断しますが、この歩掛に既設コンクリート表面の下地処理は含まれていますか、ご教示ください。</p>	<p>単価表 番号 6「はく落防止対策工 B」の単価には、土木工事共通仕様書 17-10 はく落防止対策工に記載しているとおり、変状部分の確認・除去、プライマー塗布、はく落防止対策層、仕上げ塗り等既設のコンクリート構造物へのはく落防止対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用が含まれています。本単価には下地処理は必要ないものと考えて含まれておりませんが、下地処理が必要な箇所がある場合は、受注後に監督員と協議し必要な措置を講じるものとし、これに要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとなります。</p>
6	<p>単価表 番号 12「連続繊維シート巻立て下地処理工」がありますが、積算は「土木工事標準単価」の「連続繊維シート補強工」で行うことでよろしいでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>単価表 番号 12「連続繊維シート巻立て下地処理工」の単価には、特記仕様書 25-4 連続繊維シート巻立て下地処理工に記載しているとおり、既設橋脚コンクリート面の清掃、不陸整正、プライマー処理等連続繊維シート巻立て下地処理の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用が含まれております。積算内容にかかわる事項はお答えできませんが、土木工事共通仕様書、特記仕様書や設計図書などに基づき、貴社の施工に必要な費用を計上してください。</p>
7	<p>単価表 番号 13～16「連続繊維シート巻立て工A～D」がありますが、積算は「土木工事標準単価」の「連続繊維シート補強工」で行うことでよろしいでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>単価表 番号 13～16「連続繊維シート巻立て工A～D」の単価には、特記仕様書 25-5 連続繊維シート巻立て工に記載しているとおり、墨だし、含浸・接着樹脂の練混ぜ塗布、連続繊維シートの貼付け等連続繊維シート巻立て工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれているものを除くすべての費用が含まれております。積算内容にかかわる事項はお答えできませんが、土木工事共通仕様書、特記仕様書や設計図書などに基づき、貴社の施工に必要な費用を計上してください。</p>

8	<p>単価表 番号 13「連続繊維シート巻立て工 A」があり、目付量 235kg/m² のアラミド繊維シートを使用しますが、ここで積算に計上されている含浸接着剤の使用量(kg/m²)をご教示ください。</p>	<p>ご質問の内容は、積算内容にかかわる事項であるため、お答えできません。含浸接着剤の使用量(kg/m²)は、特記仕様書や設計図などにに基づき、貴社の施工に必要な使用量を計上してください。</p>
9	<p>単価表 番号 15「連続繊維シート巻立て工 C」があり、目付量 525kg/m² のアラミド繊維シートを使用しますが、ここで積算に計上されている含浸接着剤の使用量(kg/m²)をご教示ください。</p>	<p>ご質問の内容は、積算内容にかかわる事項であるため、お答えできません。含浸接着剤の使用量(kg/m²)は、特記仕様書や設計図などにに基づき、貴社の施工に必要な使用量を計上してください。</p>
10	<p>一般管理費等の対象額の算出方法ですが、(目的物工事費) + (割掛工事費) + (最終見積書で採用された共通仮設費+現場管理費) が対象額になると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>一般管理費等に含まれる内容は、土木工事共通仕様書 1-34-1 諸経費に示すとおりになります。特記仕様書や設計図などにに基づき、貴社の施工に必要な費用を計上してください。</p>
11	<p>一般管理費等の率の補正について、契約保証による補正はされていると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>契約保証は、入札公告 6-2(3)に記載のとおり「必要」となります。一般管理費等の補正率については、積算内容にかかわる事項であるため、お答えできませんが、特記仕様書や設計図などにに基づき、貴社の施工に必要な費用を計上してください。</p>

以 上